

## 富山県住宅省エネ改修推進モデル事業費補助金（空き家フルリノベ）交付要綱

### （通則）

第1条 富山県住宅省エネ改修推進モデル事業費補助金（空き家フルリノベ）（以下「補助金」という。）の交付に関しては、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日制定）その他関係法令及び関連通知によるほか、この要綱に定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅又はその部分をいう。
- (2) 空き家 住宅のうち、住宅を含む建築物全体について居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- (3) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (4) ZEH水準 強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。))を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準をいう。
- (5) G1水準 前号の水準を満たし、かつ外皮平均熱貫流率（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第2号イに規定する外皮平均熱貫流率をいう。以下同じ。）が $0.48 \text{ W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下となる省エネ性能の水準をいう。
- (6) G2水準 (4)の水準を満たし、かつ外皮平均熱貫流率が $0.34 \text{ W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下となる省エネ性能の水準をいう。
- (7) BELS 建築物省エネ法第7条の規定を実施するために定められた建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき実施する建築物省エネルギー性能表示に係る第三者認証の制度をいう。
- (8) 設備の効率化に係る工事 住宅の暖房設備や冷房設備、機械換気設備、照明設備、給湯設備等の高効率化に資する工事をいう。
- (9) 省エネ改修工事 開口部、躯体等の断熱化工事及び設備の効率化に係る工事をいう。
- (10) 仕様基準 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。
- (11) 誘導仕様基準 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）の「1

外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準」を満たす仕様をいう。  
(12) JIS 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。

（補助金の交付）

第3条 知事は、既存住宅の省エネ化を推進するため、県内に存する民間の空き家を取得して改修し、改修後の住宅を他の者に譲渡しようとする者が行う次の各号に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- (1) 住宅の省エネ改修工事に関する事業で都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域又は同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない同法第4条第2項に規定する都市計画区域のうち同法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている土地の区域内に存する空き家に対して省エネ改修工事をして、住宅全体でZEH水準、G1水準又はG2水準に適合させるもの
- (2) 住宅の省エネ診断に関する事業で前号の省エネ改修工事と併せて実施するもの
- (3) 住宅に係る省エネ化のための計画の策定に関する事業で第1号の省エネ改修工事と併せて実施するもの

2 知事は、次に掲げる要件を満たす事業を補助金の交付の対象とする。

- (1) 事業に係る住宅が、階数が2以下かつ床面積の合計が500㎡以下の木造住宅であり、耐震性について以下のいずれかに該当するものであること。
  - ア 構造計算により構造安全性が確かめられたものであること。
  - イ 現行の住宅性能表示制度における耐震等級3を満たすものであること。
  - ウ 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和6年4月19日政令第172号）により改正された壁量等の基準（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第43条に規定する柱の小径及び同令第46条に規定する構造耐力上必要な軸組等の基準をいう。）により構造安全性が確かめられたものであること。
- (2) 事業に係る住宅が、改修前の状態で ZEH 水準を満たす省エネ性能を有していないこと。
- (3) 省エネ改修工事後の住宅が ZEH 水準、G1 水準又は G2 水準に適合することが BELS 等の評価・認証により確認できること（取得予定を含む。）。
- (4) 設備の効率化に係る工事費については、開口部及び躯体等の断熱化工事費と同額以下であること。
- (5) 当該事業に要する経費について、本補助金以外に重複して国、県、市町村等の補助金（本補助金に市町村が上乘せ補助するものを除く。）の交付を受けないこと。
- (6) 規則第6条の規定による決定の通知まで事業に係る契約締結及び事業の着手をしないこと。

3 同一の住宅に対して行う補助は、1回を限度とする。

（補助事業者等）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、前条第1項各号の事業を実施する者（以下「補助事業者等」という。）とする。

2 補助事業者等は、代理者を定めて補助金の交付に係る手続を委任することができる。

(交付の対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に別表2に定める補助率を乗じて得た額の合計とし、千円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、同表に定める補助限度額を超える場合にあっては、当該限度額を用いて算定するものとする。

3 補助金の額の算定の基礎となる補助対象経費は、省エネ改修工事の工事費が別表1に定めるモデル工事費を超える場合にあっては、モデル工事費を当該工事の工事費とみなして算定するものとする。

4 別表1にモデル工事費の定めがない工事については、補助事業者等は、複数の見積もりを取るなどして工事に要する費用が適正であることを確認するものとする。

(交付申請書の様式等)

第6条 規則第3条に規定する交付申請書は様式第1号によるものとし、当該申請書に添付すべき書類の様式等は、別表3のとおりとする。

(交付条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。ただし、第9条に規定する軽微な変更については、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

2 前項の規定による承認を受けようとする場合は、様式第3号に、別表3に掲げる書類のうち当該変更に係るものその他必要に応じて知事が指定する書類を添えて知事に申請しなければならない。

(軽微な変更)

第8条 前条第1項第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業主体を変更すること。

(2) 補助対象経費を変更すること。

(3) 工事の内容を変更すること。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書は様式第4号によるものとし、当該報告書に添

付すべき書類の様式等は別表4のとおりとする。

(財産の処分の制限)

第10条 補助事業者等（この条において、補助事業の後に住宅を取得した者を含む。）は、補助金の交付の対象となった住宅及び設備の全部又は一部を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け若しくは担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 補助事業者等が補助事業により工事を行った住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等をする場合
- (2) 補助事業完了後10年間（耐用年数が10年未満のものにあっては耐用年数）を経過した場合

(事業実績の公表)

第11条 補助事業者等は、県が行う住宅省エネ改修事例の収集及び広報活動に協力するものとする。

- 2 県は、補助金の交付によって得られた成果の概要を公表できるものとする。ただし、補助事業者等その他の補助事業に係る者から支障がある旨の申出があったときは、その全部又は一部を公表しないものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年7月18日から施行する。

別表 1

A. 開口部、躯体等の断熱化に係る改修工事

(1) 開口部の断熱化に係る改修工事

(省エネ基準)

工事内容	対象となる改修工事		モデル工事費 <sup>※1</sup> (省エネ基準)	仕様・備考
	工事種別	工事規模		
窓	ガラス交換 <sup>※2</sup>	1.4 m <sup>2</sup> 以上 <sup>※6</sup>	88 千円/枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修前の状態で仕様基準に適合していないこと。</li> <li>カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。</li> </ul>
		0.8 m <sup>2</sup> 以上 1.4 m <sup>2</sup> 未満 <sup>※6</sup>	64 千円/枚	
		0.1 m <sup>2</sup> 以上 0.8 m <sup>2</sup> 未満 <sup>※6</sup>	24 千円/枚	
	内窓設置 <sup>※3</sup> 外窓交換 <sup>※4</sup>	2.8 m <sup>2</sup> 以上 <sup>※7</sup>	200 千円/箇所	
		1.6 m <sup>2</sup> 以上 2.8 m <sup>2</sup> 未満 <sup>※7</sup>	160 千円/箇所	
		0.2 m <sup>2</sup> 以上 1.6 m <sup>2</sup> 未満 <sup>※7</sup>	136 千円/箇所	
ドア	ドア交換 <sup>※5</sup>	開戸：1.8 m <sup>2</sup> 以上 <sup>※7</sup>	296 千円/箇所	
		引戸：3.0 m <sup>2</sup> 以上 <sup>※7</sup>		
		開戸：1.0 m <sup>2</sup> 以上 1.8 m <sup>2</sup> 未満 <sup>※7</sup>	256 千円/箇所	
		引戸：1.0 m <sup>2</sup> 以上 3.0 m <sup>2</sup> 未満 <sup>※7</sup>		

(ZEH 水準)

工事内容	対象となる改修工事		モデル工事費 <sup>※1</sup> (ZEH 水準)	仕様・備考
	工事種別	工事規模		
窓	ガラス交換 <sup>※2</sup>	1.4 m <sup>2</sup> 以上 <sup>※6</sup>	112 千円/枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修前の状態で誘導仕様基準に適合していないこと。</li> <li>カタログ等により、誘導仕様基準への適合が確認できるもの。</li> </ul>
		0.8 m <sup>2</sup> 以上 1.4 m <sup>2</sup> 未満 <sup>※6</sup>	80 千円/枚	
		0.1 m <sup>2</sup> 以上 0.8 m <sup>2</sup> 未満 <sup>※6</sup>	32 千円/枚	
	内窓設置 <sup>※3</sup> 外窓交換 <sup>※4</sup>	2.8 m <sup>2</sup> 以上 <sup>※7</sup>	272 千円/箇所	
		1.6 m <sup>2</sup> 以上 2.8 m <sup>2</sup> 未満 <sup>※7</sup>	216 千円/箇所	
		0.2 m <sup>2</sup> 以上 1.6 m <sup>2</sup> 未満 <sup>※7</sup>	176 千円/箇所	
ドア	ドア交換 <sup>※5</sup>	開戸：1.8 m <sup>2</sup> 以上 <sup>※7</sup>	392 千円/箇所	
		引戸：3.0 m <sup>2</sup> 以上 <sup>※7</sup>		
		開戸：1.0 m <sup>2</sup> 以上 1.8 m <sup>2</sup> 未満 <sup>※7</sup>	344 千円/箇所	
		引戸：1.0 m <sup>2</sup> 以上 3.0 m <sup>2</sup> 未満 <sup>※7</sup>		

※1 モデル工事費とは、改修に係る工事の費用として、知事が定める工事費をいう。以下同じ

※2 ガラス交換とは、既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。

※3 内窓設置とは、既存窓の内側に新たに窓を新設するもの又は既存の内窓を交換するものをいう。

※4 外窓交換とは、既存窓を窓ごと取り除き新たな窓に交換するものをいう。

※5 ドア交換とは、既存のドアを取り除き新たなドアに交換するものをいう。

※6 ガラス交換の工事規模は、ガラスの寸法によるものとする。

※7 内窓設置、外窓交換又はドア交換の工事規模は、内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開き戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法によるものとする。

(2) 躯体等の断熱化に係る改修工事

(省エネ基準)

工事内容	断熱材の区分	モデル工事費 (省エネ基準)	仕様・備考
外壁	A～C	149 千円/m <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修前の状態で仕様基準に適合していないこと。</li> <li>カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。</li> </ul> 断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。 <断熱材の区分> A～C 区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.052～0.035 D～F 区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.034 以下
	D～F	224 千円/m <sup>3</sup>	
屋根・天井	A～C	53 千円/m <sup>3</sup>	
	D～F	91 千円/m <sup>3</sup>	
床	A～C	184 千円/m <sup>3</sup>	
	D～F	276 千円/m <sup>3</sup>	

(ZEH 水準)

工事内容	断熱材の区分	モデル工事費 (ZEH 水準)	仕様・備考
外壁	A～C	201 千円/㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修前の状態で誘導仕様基準に適合していないこと。</li> <li>カタログ等により、誘導仕様基準への適合が確認できるもの。断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。</li> </ul> <断熱材の区分> A～C 区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.052～0.035 D～F 区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.034 以下
	D～F	302 千円/㎡	
屋根・天井	A～C	72 千円/㎡	
	D～F	123 千円/㎡	
床	A～C	256 千円/㎡	
	D～F	384 千円/㎡	

B. 設備の効率化に係る工事

設備種別	モデル工事費 (省エネ基準・ ZEH 水準共通)	仕様・備考
太陽熱利用システム ※8	498 千円/戸	子育てエコホーム支援事業又はこどもエコすまい支援事業において登録されている設備機器であること。
高断熱浴槽※8	416 千円/戸	
高効率給湯機※9	273 千円/戸	
電気ヒートポンプ 給湯機(エコキュート)		
潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)		
潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)		
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯器)		
節湯水栓※10	58 千円/台	
燃料電池システム	—	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。(燃料電池発電ユニットの後付けも可)
コージェネレーション設備※9	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。(燃料電池発電ユニットの後付けも可)</li> <li>ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットの JIS 基準 JIS B 8122 ) に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 LHV 基準) で 80 % 以上であること。</li> </ul>
蓄電池	510 千円/台	ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバーター、コンバータ、パワーコンディショナ等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された機器であること。
LED 照明	—	工事を伴うものに限る。

※8 設置を行った設備の種類毎に 1 台/戸を補助対象とする。

※9 電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、燃料電池システム、コージェネレーション設備のいずれかの 1 台/戸を補助対象とする。

※10 設置を行った台数分を補助対象とする。

別表 2

事業区分		補助対象経費	補助率	補助限度額
省エネ改修 工事	G1 水準又は G2 水準に適合 させる場合	開口部、躯体等の断熱化 工事の工事費	100 分の 23	省エネ改修工事、省エネ診 断及び省エネ化のための計 画の策定の合計額  ZEH 水準に適合させる場合 1,200 千円/戸 (ただし、省エネ改修工事 の限度額を1,025 千円/戸 とする。) G1 水準に適合させる場合 1,500 千円/戸 (ただし、省エネ改修工事 の限度額を1,325 千円/戸と する。) G2 水準に適合させる場合 2,000 千円/戸 (ただし、省エネ改修工事 の限度額を1,825 千円/戸と する。)
		設備の効率化に係る工 事の工事費 (ただし、開 口部や躯体等の断熱化 に係る工事費の額以下 とする。)	100 分の 23	
	ZEH 水準に適 当させる場合	開口部、躯体等の断熱化 工事の工事費	100 分の 23	
		設備の効率化に係る工 事の工事費 (ただし、開 口部や躯体等の断熱化 に係る工事費の額以下 とする。)	100 分の 23	
省エネ診断		省エネ診断に必要なとな る調査のための費用及 び既存住宅について BELS 等の評価・認証を受 けるために必要な費用	3 分の 2	
省エネ化のための計画の 策定		省エネ改修を行うため に必要な調査・設計・計 画に係る費用及び改修 設計内容について BELS 等の評価・認証を受ける ために必要な費用	3 分の 2	

別表 3

書類の名称	注意
事業計画書	・様式第2号による。
交付申請額計算表	・添付様式第1号による。
建築確認年月日及び延べ面積がわかる書類	・確認済証又は建築確認通知書の写し（確認済証を紛失した場合は台帳記載証明）
位置図	・住宅地図等に住宅の位置を矢印やマーカなどで明示すること。
平面図	・改修前の住宅全体のもの ・省エネ改修工事を行う位置と改修内容を明示すること。
立面図、断面図がある場合にあっては、これらの図面	・改修前の住宅全体のもの ・省エネ改修工事を行う位置と改修内容を明示すること。 ・既存の図面がない場合は、新たに作成することまでは求めない。
省エネ診断又は省エネ化のための計画の策定をする場合にあっては、これらの事業に係る見積書の写し	・経費の内訳が確認できるもの ・見積書に補助対象外の費用が含まれている場合は、補助対象とそれ以外がわかるように明示すること。
省エネ改修工事に係る見積書の写し	・工事ごとの金額の内訳、使用する建材、寸法、仕様等が確認できるもの ・見積書に補助対象外の費用が含まれている場合は、補助対象とそれ以外がわかるように明示すること。
モデル工事費の定めがない工事をする場合にあっては、当該工事に要する費用が適正であることを確認するために必要な書類	・モデル工事費の定めがない工事をする場合にあっては、その費用が適正であることを確認するため複数の見積書等を提出すること。
工事内容説明書	・工事の種類に応じ、添付様式第3号から添付様式第5号までの様式による。 ・改修前の状態を示す根拠書類（設計図書、写真など）も併せて提出すること。
性能証明に係る書類	・住宅全体の断熱性能及び一次エネルギー消費量が基準に適合することが確認できるもの。 BELS等の評価・認証が確認できる書類の写し ※交付申請時点で評価・認証の取得ができない場合は、評価申請書及び添付書類一式)
住宅の所有者がわかる書類	・登記事項証明書等
住宅の全景写真	・工事写真台帳の形式で撮影日及び撮影対象を明記すること。
改修する部分の写真	・工事写真台帳の形式で撮影日及び撮影対象を明記すること。 ・窓については、窓全体が写る全景写真とガラス及び建具の様子がわかる近景写真を撮ること。
口座振替等届出	・添付様式第6号による。 ・補助金の振込先を記載すること。
その他、必要に応じて知事が指定する書類	

(注意)

省エネ診断又は省エネ化のための計画の策定をする場合において、交付申請時点で省エネ改修工事の内容又は評価・認証が定まっていないため上記の添付書類の一部を提出できないときは、添付様式第7号による代替文書に代えることができる。この場合において、省エネ改修工事の内容が決まったときは、速やかに様式第3号による事業内容等変更承認申請書に、上記の添付書類のうち代替文書に代えた書類を添えて知事に提出するものとする。

別表 4

書類の名称	注意
事業実績書	・様式第5号による。
補助金額計算表	・添付様式第2号による。
契約書等の写し	・住宅の所有者と事業実施業者等との契約の書面の写し
領収書の写し	・住宅の所有者が事業実施業者等に対し代金を支払った際の領収書
省エネ診断又は省エネ化のための計画の策定をした場合にあっては、当該事業の成果品	
工事施工中の写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請又は事業内容等変更承認申請の内容のとおり確かに施工されていることが確認できるよう工事施工中の現場の写真を撮ること。</li> <li>・施工後に隠れて見えなくなる部分があれば、その写真を重点的に撮ること。</li> <li>・工事写真台帳の形式で撮影日及び撮影対象を明記すること。</li> </ul>
工事完了後の写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事完了後の現場の写真及び材料の仕様（製品型番号など）がわかる写真を撮ること。</li> <li>・工事写真台帳の形式で撮影日及び撮影対象を明記すること。</li> </ul>
性能証明に係る書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅全体の断熱性能及び一次エネルギー消費量が基準に適合することが確認できるもの。 BELS等の評価・認証が確認できる書類の写し</li> <li>・省エネ改修工事の終了時点で耐震性が確保されていることが確認できるもの。 構造計算書、既存住宅性能評価書等の写し</li> </ul>
製品の仕様や工事内容が確認できる書類	・出荷証明書、施工証明書等
その他、必要に応じて知事が指定する書類	